

平成20年度分個人住民税から適用となる改正

■個人住民税における住宅借入金等特別税額控除が創設されました

税源移譲に伴う所得税の税率改正により、平成19年分以降の所得税額が減額され、住宅借入金等特別控除額が減額後の所得税額から控除しきれなくなる場合が生じます。これに対応するため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、所得税から控除しきれない分については、市への申告により、平成20年度分以降の個人住民税所得割額から控除する経過措置(住宅借入金等特別税額控除)が設けられました。



対象者	平成11年から平成18年までに入居した方で次の1または2の方
	1 税源移譲により所得税額が減少する結果、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方 2 住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方
計算方法	次の1、2のいずれか少ない金額 住宅借入金等特別税額控除額＝ 1 所得税の住宅借入金等特別控除限度額－税源移譲後の税率で算出した所得税額 2 税源移譲前の税率で算出した所得税額
申告	対象となる方は、確定申告期限(平成20年は3月17日)までに、市税務課に申告書を提出する必要があります。 なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出することになります。

■税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置(平成20年度で適用)

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が非課税となった場合、税源移譲に伴い平成19年度分個人住民税で税負担が上がった分を平成19年分所得税で調整することができなくなってしまいます。これに対応するため、平成20年度において、平成19年度分個人住民税を税源移譲前の個人住民税額まで減額する経過措置が設けられました。

対象者	次の1と2を満たす方
	1 平成19年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く。) > 所得税との人的控除額※の差の合計額 2 平成20年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む。) ≤ 所得税との人的控除額※の差の合計額
計算方法	平成19年度の個人住民税の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します(既に納税済みの場合は、還付します。)。
申告	対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告することになります。

※人的控除額

所得税と個人住民税のそれぞれの税額を算定する場合に差し引く所得控除のうち、配偶者控除、扶養控除、障害者控除など、人に着目した項目を人的控除といいます。所得税の人的控除額に比べ個人住民税の人的控除額は低くなっています。

問合せ 個人住民税に関すること 税務課 市民税担当
 所得税に関すること 大月税務署個人課税部門 ☎(22)3153



★税を考える週間について
 ～11月11日から17日まででは
 税を考える週間です～
 この機会に暮らしの中で税の果たす役割について、もう一度考えてみてはいかがでしょうか。
 税は、国や地方公共団体が行う、学校、公園、病院などの公共施設の整備や、教育、医療、福祉、警察、消防などの公共サービスなど、私たちが安全で快適な生活を送るための様々な事業の貴重な財源になります。
 また、税は景気を調整したり、所得を再配分したりする働きを持っています。
 個性豊かで活力に満ちた地域社会を築いていくためには、税の果たす役割は今後ますます大きくなってきます。
 税の大切さについて再認識していただき、納期内に納税されるようお願いいたします。